

大多喜町結婚支援スキルアップセミナー・婚活イベント開催業務委託に係る
プロポーザル実施要領

この要領は、プロポーザル方式により「大多喜町結婚支援スキルアップセミナー・婚活イベント開催業務委託」に係る契約候補者を決定するために必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

結婚を希望する独身男女を対象とした婚活イベントを実施することで、出会いと結婚の機運の醸成を図るとともに、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 大多喜町結婚支援スキルアップセミナー・婚活イベント開催業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「結婚支援スキルアップセミナー・婚活イベント開催業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 提案上限額 770,000円（消費税込み）

3 参加資格

参加する者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 日本国内に事業拠点（本社、本店、支店、営業所等）を有する法人又は団体であり、責任者が明確であること。
- (2) 町が発注する工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税（法人税または所得税及び消費税をいう。）及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 実施スケジュール

- (1) 公募の開始

令和7年7月22日（火）

(2) 参加表明

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(3) 質問受付期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(4) 質問の回答

令和7年8月15日（金）

(5) 企画提案書提出

令和7年8月18日（月）～8月28日（木）午後5時まで

(6) 審査

ア 1次審査（書類審査）

令和7年8月29日（金）

※ 参加表明者が4者以上となった場合に実施する。

イ 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

令和7年9月10日（水）

場所及び時間等の詳細は、提案書等提出者に後日通知する。

(7) 審査結果通知

令和7年9月17日（水）

5 公募の開始

令和7年7月22日（火）

※ 大多喜町ホームページにて、提出書類等のダウンロードが可能

※ 書類等の直接配付は大多喜町役場企画課で同日から配付（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 参加表明

本企画提案に参加する意思のある者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出とする。

※メール送信後は、送信確認の電話をしてください。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

質問書（様式第2号）により提出すること。※電話受付は行わない。

・電子メール(kotsu@town.otaki.lg.jp)

(3) 質問に対する回答

参加表明したすべての事業者に電子メールにて回答する。

(4) 回答期限

令和7年8月15日（金）

8 企画提案書の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 業務実績書（任意様式）

ア 業務実績書に記載する業務は、過去5年間に実施した結婚支援を目的とした業務とし、そのうち自治体との契約数及びカップリングに成功した割合も記載すること。

③ 業務工程表（任意様式）

④ 参考見積書（様式第3号）

ア 見積書は、税別表示とすること。

イ 見積内訳書は見積書とは別に作成すること。（任意様式。本業務委託仕様書「2 業務概要」に則して作成すること。）

ウ 見積内訳書は、業務内容ごとに人件費、需用費、役務費等の経費区分の積算がわかるものとする。

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

① 所在地、会社名、代表者を記入し押印すること。

② 様式規格はA4横版とし、概ね10枚以内(表紙・目次は含まない)で作成すること。

③ 図、絵、写真等の使用は可とする。

④ 次の内容を含むものとする。

・各セミナーやイベントに係る企画提案概要（開催予定月及び開催イベントごとの実施内容、本業務委託仕様書「2 業務概要」に係る企画提案）

・業務スケジュール案

⑤ 企画提案書の作成に当たっては、本要領及び別紙業務委託仕様書を熟読のこと。

(3) 提出部数

7部（原本1部、写し6部）

(4) 提出期限

令和7年8月18日（月）～8月28日（木）午後5時必着

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く）

(6) 提出先

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

大多喜町役場
企画課地域振興係 宛

9 審査及び選定方法

(1) 1次審査（書類審査）

本要領6に示す参加表明が4者以上となった場合は、別紙「審査項目、審査基準表（1次審査）」で示す基準に基づいて審査を行い、上位3者を選定し、2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）対象者とする。

審査日 令和7年8月29日（金）

(2) 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、別紙「審査項目、審査基準表（2次審査）」で示す審査基準に基づいて審査を行い、最も優れている提案を特定する。

ア 審査日 令和7年9月10日（水）

イ 時 間 1社につき35分以内
（プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内）

ウ 出席者 3名以内とする。

エ 場 所 大多喜町役場内（決定次第後日通知）

(3) 審査結果の通知

ア 1次審査 令和7年9月3日（水）

審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果とともに2次審査についても電子メールにより通知する。

イ 2次審査 令和7年9月16日（火）

審査結果を電子メールにより通知する。

(4) その他

ア 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

イ 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）に大型モニター、スクリーン、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡することで、町側で用意するが、パソコン等その他機材については提案事業者が用意すること。

10 結果の公表

選考結果については、大多喜町ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本町と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

※ 契約予定業者が何らかの理由により、契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定者とする。

12 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出しない場合
- (2) 本要領3の参加資格を満たしていないと判断される場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 2次審査対象者においてプレゼンテーションに理由なく欠席した場合

13 その他

- (1) 企画提案に係る提出書類の作成費用及び旅費等の必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (4) 企画提案書等の作成のために大多喜町から受領した資料等は、了解なく公表し、または使用してはならない。
- (5) 本業務に係る情報公開をした場合は、大多喜町情報公開条例に準じ提出書類を公開することがある。
- (6) 「参加表明」の後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
なお、実施主体は辞退者に対して、今後、不利な取扱いはいたしません。

14 提出先及び問合せ先

〒298-0292

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

大多喜町役場 企画課 地域振興係

電話：0470-82-2165

E-mail:kotsu@town.otaki.lg.jp